

参議院議員選挙における合区の解消について

参議院においては、創設時から一貫して都道府県を単位として代表を選出し、地方の声を国政に届けるという重要な役割を果たしてきた。

しかし、平成28年7月の参議院選挙において、憲政史上初めて「合区選挙」が実施され、「投票率の著しい低下」など、様々な弊害が顕在化した。

全国知事会をはじめとする「地方六団体」は、この事実を重く受け止め、全ての団体において「合区解消」や「参議院選挙制度改革」に関する決議を行うなど、地方の切実な思いを国に訴えてきたところである。

その結果、平成30年7月18日に成立した改正公職選挙法により、各都道府県の代表が選出されない事態を回避するため、緊急避難措置が講じられ特定枠制度が導入されたものの、合区の解消には至っていない。

このような中、昨年7月21日に2度目となる合区選挙が実施され、徳島県は全国最低の投票率38.59%を記録するとともに、前回最下位だった高知県を除き、鳥取県、島根県、徳島県の3県では、過去最低の投票率を更新する結果を招くなど、合区に起因する弊害はさらに深刻度を増している。

合区制度では、合区した二つの県の間で利害が対立するような問題が生じた場合、国政に両県民の意思を反映していくことが難しくなるとともに、合区された選挙区では、有権者にとって候補者を知る機会が少なくなるなど、投票環境が著しく悪化するという問題がある。こうした問題は今回講じられた緊急避難措置をもってしても解決されず、また、今後、人口の減少や大都市への一極集中が進めば、合区対象となる県が増加する可能性も懸念され、結果的に人口が少ない地方には議員定数が十分に割かれず、地方創生・人口減少対策などの国政の重要課題の解決において、人口減少に直面している地方の実情が国政へ反映しにくくなる状況が生じる。

このような我が国の民主主義の根幹を揺るがす合区制度の固定化はもとより、合区対象地域のさらなる拡大を絶対に許してはならない。

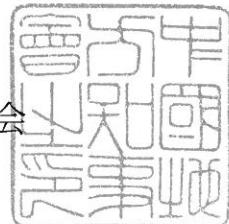
平成29年9月の最高裁判所判決は、政治的なまとまりである都道府県の意義、実体等の要素を踏まえた選挙制度を構築することを肯定し、昭和58年4月の最高裁判決において本来認められていた、歴史的、政治的、経済的、社会的な意義、実体を有する都道府県を単位とする選挙区設定が合理的であるとする判例に回帰している。

各都道府県から少なくとも1人の代表が選出され、地方の多様な意見が国

政にしつかり反映されるよう、十分な国民的議論のもと、憲法改正等の抜本的な対応により合区を確実に解消することを強く要求する。

令和2年5月27日

中 国 地 方 知 事 会



| | |
|-------|---------|
| 鳥取県知事 | 平 井 伸 治 |
| 島根県知事 | 丸 山 達 也 |
| 岡山県知事 | 伊原木 隆 太 |
| 広島県知事 | 湯 崎 英 彦 |
| 山口県知事 | 村 岡 翳 政 |